

<第3部> 各種調査結果

1 原水・浄水の放射性物質（放射性ヨウ素・放射性セシウム）測定結果

1 目的

平成24年4月1日より厚生労働省は、水道水中の管理目標値として放射性セシウム（セシウム134及び137の合計）を1リットルあたり10 Bq（ベクレル）と定めた。

これを受け、本市では原子力発電所の事故等で発生する放射性物質の水道水への影響を適切に判断するため、平成24年4月より核種別に放射性物質（放射性ヨウ素131、放射性セシウム134・137）を測定している。

2 測定項目及び測定方法

（1）測定項目

放射性ヨウ素131、放射性セシウム134・137

（2）測定方法

高純度ゲルマニウム半導体検出器による。

3 測定地点

原 水	一津屋取水場
	柴島取水場
浄 水	神崎浄水場

4 測定結果

測定結果は表-1のとおり。

測定の結果、全ての地点で検出限界値を下回っており、検出されていない状況である。検出限界値とは、測定装置により、測定対象物質が存在していることがわかる最低の濃度である。

表-1 原水・浄水における放射性物質（放射性ヨウ素・セシウム）測定結果表
(単位; Bq/L)

採水地点 採水日	試 料	一津屋取水場 原水		柴島取水場 原水		神崎浄水場 浄水	
		測定結果	検出限界値	測定結果	検出限界値	測定結果	検出限界値
令和6年5月20日	放射性ヨウ素131	検出せず	0.5	検出せず	0.4	検出せず	0.4
	放射性セシウム134	検出せず	0.4	検出せず	0.4	検出せず	0.5
	放射性セシウム137	検出せず	0.4	検出せず	0.4	検出せず	0.4
令和6年7月22日	放射性ヨウ素131	検出せず	0.6	検出せず	0.7	検出せず	0.5
	放射性セシウム134	検出せず	0.5	検出せず	0.5	検出せず	0.6
	放射性セシウム137	検出せず	0.5	検出せず	0.6	検出せず	0.4
令和6年10月21日	放射性ヨウ素131	検出せず	0.7	検出せず	0.7	検出せず	0.6
	放射性セシウム134	検出せず	0.4	検出せず	0.6	検出せず	0.5
	放射性セシウム137	検出せず	0.6	検出せず	0.6	検出せず	0.7
令和7年2月17日	放射性ヨウ素131	検出せず	0.9	検出せず	0.9	検出せず	0.6
	放射性セシウム134	検出せず	0.6	検出せず	0.5	検出せず	0.6
	放射性セシウム137	検出せず	0.6	検出せず	0.6	検出せず	0.7

検出せず： 測定値が検出限界値を下回っていることを表す。

測定場所： 阪神水道企業団猪名川浄水場水質試験所